

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和5年5月30日

魚沼市監査委員 星 野 武 男

魚沼市監査委員 佐 藤 敏 雄

魚沼市長 内田幹夫 様

魚沼市監査委員 星野武男

魚沼市監査委員 佐藤敏雄

令和5年度 財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を報告します。

記

1 監査の対象団体 一般財団法人 魚沼市地域づくり振興公社

(1) 概要

ア 目的

魚沼市の地域振興に関する公共的な施設の管理及び事業を行い、市民福祉の向上等地域づくりに寄与することを目的とする。

イ 事業

- (1) 魚沼市公共施設の管理受託事業
- (2) 地域振興活動支援事業
- (3) 農山村自然体験教室事業
- (4) 前号の事業を実施するための旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 所在地 魚沼市須原520番地

エ 役員及び職員数 役員15人、職員0人（令和4年4月1日現在）

(2) 所管部署

総務政策部地域創生課

(3) 監査内容

令和4年度出納その他事務の執行状況

2 監査の期間

令和5年5月12日から令和5年5月30日

3 監査の方法

監査にあたっては、関係諸帳簿等関係書類を調査するとともに、関係職員からの説明聴取により実施した。

4 監査の結果

監査の結果、出納その他事務の内容は概ね適正に処理されていると認めた。

5 所見等

一般財団法人 魚沼市地域づくり振興公社の解散に伴う事務処理を適切に実施していただきたい。

また、他の出資及び出捐団体の適正な事業運営について、引き続き管理をお願いしたい。